

大規模小売店舗立地法に関する都の意見について

平成 14 年 9 月 19 日
産 業 労 働 局

大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に基づき検討を進めてまいりました「ドン・キホーテ北池袋店」の新設に係わる案件について、本日、届出者に対して、大店立地法第8条第4項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

1. 店舗概要

店舗の名称	ドン・キホーテ北池袋店（新設）
所在地	豊島区池袋本町二丁目1769番外3筆
設置者	株式会社ドン・キホーテ
店舗面積	3,505平方m
営業時間	24時間

2. 経緯

1. 平成14年1月25日新設の届出
2. 地元自治体である豊島区、隣接区である板橋区及び周辺住民から意見書の提出
3. 平成14年9月13日大規模小売店舗立地審議会から答申
4. 平成14年9月19日都の意見を設置者に通知

3. 意見の概要

騒音予測の計算過程や回折効果等について、必要な資料を示した上で、十分な説明を行うとともに、必要に応じて、改めて騒音予測を行い、生活環境に影響を及ぼすことが予想される際には、騒音を低減させる具体的な措置を講じること。

4. 今後の手続き

届出者は、都の意見を踏まえて、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を都に対して行う。

問い合わせ先
産業労働局商工部地域産業振興課
大規模小売店舗係
電話 03 - 5320 - 4840